## 平成29年度第2回政治資金適正化委員会

## (開催要領)

- 1. 開催日時: 平成29年7月5日(水) 10時18分~10時48分
- 2. 場 所:総務省 低層棟1階 共用会議室3
- 3. 出席委員: 伊藤鉄男、淺井万富、日出雄平、大竹邦実、 岩井奉信の各委員

### (議事次第)

- 1. 開 会
- 2. 議 題
- (1) 政治資金監査に関するQ&Aの追加について
- (2) 平成29年度研修実施計画の追加について
- (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
- (4) その他
- 3. 閉 会

## (配付資料)

- 資料1 政治資金監査に関するQ&Aの追加について
- 資料2 平成29年度研修実施計画の追加について
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A フォローアップ研修参加申込者からの質問等(平成29年度7~9月分)

#### (本文)

【伊藤委員長】 それでは、ただいまから平成29年度第2回政治資金適正化委員会を 開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にあ りがとうございます。

議事に入ります前に、平成28年度第6回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第6回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

# (「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思います。また、平成29年度第1回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等がありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、政治資金監査に関するQ&Aの追加についての説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 それでは私から御説明させていただきます。議題1の政治資金監査に関するQ&Aの追加についてでございます。資料1を御覧になってください。

Q&Aに追加したいのは、所得税等を徴収(天引き)した場合の会計帳簿の記載方法でございます。国会議員関係政治団体が職員に給与等を支払う際に源泉徴収した際の会計帳簿への記載方法でございます。これは個別に電話照会等で回答してきたところではありますけれども、同旨の問い合わせが多いため、この際Q&Aに追加したいと考えておるところでございます。

この場合の回答といたしましては、①、②で書いておりますとおり、二通り記載方法としてあるとして、①では所得税等を控除した実支給額を職員に支出した旨を記載し、国等への納付日に所得税等を支出した旨を記載する、②としましては所得税等を含めた総支給額を職員に支出した旨を記載するということでございますけれども、政治団体の判断により、各政治団体の実態に則した形で、どちらでもよいものとしております。

追加するQ&Aの案といたしましては、所得税等を徴収した場合の会計帳簿の記載方法にございますとおり、回答といたしましては、政治団体の判断により以下の方法等により、各政治団体の実態に即した形で記載することになります。①給与等の支払日に所得税等を控除した実支給額を職員に支出した旨を記載し、国等への納付日に、所得税等を支出した旨を記載する。②番目として、給与等の支払日に所得税等を含めた総支給額を職員に支出した旨を記載するということにしております。

その次の2ページ以下でございますけれども、参考といたしまして記載例ということで、 政治団体が1月16日に職員に給与20万円を支払って、所得税、復興特別所得税分1万円、健康保険料2万円について徴収した場合を例示として挙げて、その場合の会計帳簿への記載方法と領収書を書いております。①の場合が、会計帳簿への記載方法は給料と健康保険料と所得税を分けて書く場合の書き方でございまして、②の場合は総支給額を書く場 合の記載例を例示しておるところでございます。

議題1の説明については以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

今までの実務ではどちらのやり方が多いんでしょうか。

【今長参事官】 会計帳簿でございますので、我々はチェックしようがないところでございます。収支報告書は我々の方に出てくるんですが、そこは実態に応じてそれぞれ書かれているんじゃないかと。

【日出委員】 書き方の②なんですが、給与等の支払日に所得税を含めた総支給額を職員に支出した旨を記載するとなっていますけれども、Q&AのQは、あくまで社会保険料を徴収して国に納付するけれども、当該所得税等について会計帳簿にはどう記載すべきかということになっているんで、考え方とすれば、複式簿記に基づく預かり金で経理しろということを意図してわざと言っているのか。それとも、ここで言われている総支給額で書かれてしまうと、実際に渡しているのは手取りなんで、天引きした分の差は出るのでそれはどう処理するんだということに答えていないという状態になりませんか。

【今長参事官】 これまでの回答の中では、そこについてはその後の疑問は特にないところでございます。だから、複式簿記ということが監査人の方々には非常になじみ深いところではあるとは思うんですけれども、収支報告書、会計帳簿の特徴というか、特殊性などを鑑みて、こういった書き方というのを政治団体側がしてくれば、そこは問題ないということで、こちらが答えるんであればということで御理解されているんではないかなと思っています。

【日出委員】 3ページの会計帳簿への記載方法では、あくまで人件費と給料は20万と書きますというだけの話なんですが、天引きした分は全然書かないよということで答えていると考えていいんですか。

【今長参事官】 そうです。そういったやり方についても政治団体の実態に応じて認めても構わないですと。

【日出委員】 2番の方法を取ってしまうと、逆に、源泉が払われたとか社会保険料が 払われなかったとかいうチェックができなくなると思うんだけれども。実際には差額分を 預かっていたと、そして期日に来たときに預かったものを払いましたとすれば、チェック もできるのかなと思っているんです。そこは、何か質問と答えているところが少し足りな いんじゃないかなと考えたんです。

【今長参事官】 あくまで会計帳簿自体は、政治団体の内部資料ではございますものですから、基本的に現金の流れとして、いずれにせよ、複式簿記で書いた場合の預り金という形になるということに象徴されておりますとおり、あくまでも政治団体から出されるお金と考えると、現金の流れとしては20万全体が出ていくということであればよろしいのかなと思っているところではございます。

【日出委員】 ただ、日付が大きくずれるケースがありますよね、社会保険料なんかは。 その月の給料でやっても、社会保険料の支払いは例えば月末になるとか、源泉税は翌月の 10日になるとかいったこともあるので、総額の20万で書いてしまうと、そこのずれが、 いわば金が余っている格好になってしまって、それがちゃんと払われたかどうだかチェッ クというか、後から領収書を見ればいいんですけども。そのときにまた支出してしまうと 二重になってしまったりするおそれはないのかなという感じもしないではなかったんです。 区分されているんだったら構わないです。

【淺井委員】 帳簿と証票が合っていればいいんですよね。

【今長参事官】 はい。

【淺井委員】 ということですよね。だから現金出納帳とかのチェックは求められていないわけですよね。現金出納帳とやれば、確かにそういう問題が出てくるのかもしれませんけれども、総額で支出している帳簿と合うということですよね。もうそれでいい、もともとが、何と言いますか。

【今長参事官】 単式。

【淺井委員】 単式簿記で、それでいいという趣旨ですよね。

【今長参事官】 そうです。

【淺井委員】 私は新任なんで、そういう理解をしています。

【日出委員】 それでいいですけど、実際に監査をやっているのは76%ぐらいが税理 士なんで、税理士会ではそういった話が何かの指摘では結構よく出てくるんです。単式だ からおかしいんだという感じで。

【今長参事官】 そこは、すみません。日出委員に報告していただいて。

【日出委員】 今の事例なんかはわかりますけど、支出のずれを見逃しながらやっていくのも、疑問を残したままやっていくことになるので、全然進化がないのかなということになるんではないかという愚痴を我々は聞かなくてはいけないものですから、それをここ

で吐き出そうと思いまして。

【今長参事官】 大変感謝しております。

【淺井委員】 地方公共団体が複式簿記でやっていますので、そういう意味では、こちらは今のままでいいのかというのはあると思います。

【今長参事官】 現実問題、やはり政治団体の方でやるものですから、政治団体に複式 簿記ということになりますと、簿記の資格を持った人がまたそれぞれやるということは、 ちょっと難しいところもあるのかなという感じはあります。

【伊藤委員長】 ほかにありませんか。では、本議題につきましては了承いただいたということでよろしいでしょうか。

【日出委員】 うちの会員から声が挙がってきたら、また言います。何度でも言います。

【伊藤委員長】 いずれ、また検討する余地はあるかもしれませんが。

それでは、了承いただいたということで次に参ります。第2の議題といたしまして、平成29年度研修実施計画の追加についての説明を、事務局にお願いします。

【今長参事官】 それでは、議題2の平成29年度研修実施計画の追加について御説明させていただきます。

資料2を御覧になってください。日程の追加ということで、平成29年度の研修は、この後御報告しますけれども、先月16日の広島市開催を皮切りに、参考2の研修開催地一覧でございますとおり、11月10日の金沢市開催の17回を予定していたところでございますが、昨年フォローアップ研修の実務向上研修の受講者数が1,000人を切ってしまったということもございまして、予算の調整もめどが立ちましたので、11月17日に東京会場を追加で実施したいと考えております。なかなか日程等が合わなかったという全国の監査人の方に一番来ていただきやすい、東京の、しかも東京駅に近い八重洲のビジョンセンター東京で追加の研修を実施したいと考えております。これをお認めいただければ、平成29年度は延べ18回で、そのうち夜間開催を含めた東京開催が3回ということになりまして、御承認いただいた後、各士業団体様の御協力もいただきながら、申し込みをされていない各登録政治資金監査人の方々に案内を出してPRいたしまして、何とか今年度は受講者1,000人を確保したいと考えております。

議題2の説明については以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【大竹委員】 このような全国を対象とする研修というのは初めてなんですか。

【今長参事官】 いえ。どこということを、そもそも指定はしていません。だから、この前の高知でも北海道から来られたりとか東京から来られたり、たまたま日程が、そこが合ったという方もいらっしゃいます。

【伊藤委員長】 そうすると、会ごとに全部案内を出す。そうじゃなくて、最初に全部 出して……。

【今長参事官】 さようでございます。

【伊藤委員長】 それを見て、行きたいところへ行けばいいということですか。

【今長参事官】 はい。

【伊藤委員長】 ほかに何かございますでしょうか。では、本議題につきましても御了 承いただいたということでよろしいでしょうか。

次の第3の議題の前に、その他の議題といたしまして、フォローアップ研修参加申し込み者からの質問等の説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 先ほどフォローアップ研修の追加を御説明いたしましたけれども、現在、フォローアップ研修は広島会場から実施しておるところでございますが、文書等で質問が寄せられておりますので、その回答案を御説明させていただきたいと思います。

資料Aを御覧になってください。資料Aを2種類に分けておりまして、1枚目の縦長の表は新規に回答するもの、その後ろの横長の表は参考としておりますけれども、マニュアルにそのまま書いてあったりとかいうことで、既存の回答と同旨のものという分け方をさせていただいております。

この資料は、各参加者からの質問であるため、まずは当該会場で質問者を含む参加者に お答えすることを優先するために委員限り資料としておりますが、この次の第3回の委員 会ではお答えさせていただいたものについて、公表資料として提出することにしておりま す。

まず縦長の表を御覧になってください。番号1の東京会場での質問でございますが、実務に赴くことはできないかという御質問でございます。研修での質問ですので、勉強のために実際に監査しているところを見たいということだと思いますけれども、お答えとしては、法令上、登録政治資金監査人には守秘義務が課されているとともに、政治資金監査契約においても守秘義務が規定されることが想定されていることから、政治資金監査契約の当事者でない者が実務の場に赴くことは原則としてできないとしております。政治団体と

政治資金監査人の了承があった場合や、政治資金監査人の使用者としてその方が位置づけられるのであれば、監査の場に立ち会うことができることから、あくまで原則としてという表現にしております。

次に、番号2の東京会場での御質問でございます。監査資料、調書等の突き合わせた証跡は、いつまで、どのように保存しておくのでしょうかという御質問でございます。法令上は、調書等を突き合わせた証跡等について保存しなければならないという定めがありませんので、登録政治資金監査人において適当であると判断される期間・方策に基づき保存してくださいとしております。ただ、なお書きのところにございますとおり、会計責任者の書類保存義務は収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過するまで保存しなければならないとされていることを述べて、3年ということを意識してもらおうと考えております。

次に、番号3の大阪会場での質問でございますけれども、手書きの領収書を受け取る際、 政治団体名のゴム印を提示して宛名欄に押してもらうことは不適切かという質問でござい ます。領収書等は支出を受けた者が発行するものであるため、領収書等の発行者がゴム印 等を受け取って宛名欄にゴム印を押印することは禁止されているところではありませんと 回答いたしたいと思っております。

続きまして、横長の表の既存の回答と同旨のものについて御説明いたします。なお、その後ろに縦書きで、これまでの回答と同旨の参考資料ということで、根拠になるところを 抜き出してつけておりますので、併せて御覧になっていただければと思います。

まず番号1の広島会場の質問でございますが、これは6月16日に研修があったため、既に回答させていただいております。質問の中身といたしましては、振り込みによる支払いの場合、支出目的書をつくることとなっているが、徴難扱いとして支障はないかという御質問でございます。マニュアルのVの4、(1)、28に明記されておりますとおり、振込明細書がある場合については、それに係る支出目的書を作成しなければならないとされている、Q&AのV-36にございますとおり、なお書き以下では振込明細書に会計責任者が自ら記載した場合も含めて、支出の目的が記載されている場合は別様で支出目的書を作成する必要はないと回答しております。

それから、番号2の東京会場の御質問でございますが、主たる事務所以外で監査を行った場合の記載例を全てのケースで示してほしいという御質問でございます。お答えとしては、回答欄の2段落目でございますけれども、具体的にはマニュアル34ページに、事務

所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難という例を出しておりますが、ここの部分を監査人の実際の判断理由に置きかえていただくことで差し支えないとお答えしたいと思います。全てのケースを示すことは困難ですし、マニュアルではこのほかに、複数の団体の監査を行う場合に政治資金監査の効率的な実施のためでございますとか、政治団体が解散したために主たる事務所が存在しなくなった場合を例示として挙げておりますけれども、実際に監査報告書を見てみると、関係書類が従たる事務所にあるとか、あるいは関係書類が東京の議員会館にあるなどの理由が挙げられているところでございます。

それから、番号3の東京会場でございますけれども、1番、2番がありますが、質問的には1番の、事業としてこのお仕事をやらせていただく場合に、どのようにして顧客を探せばいいのかというところでございます。これについては、残念ではございますけれども、当委員会において、お尋ねのような営業方法について承知する立場にはありませんとお答えさせていただきたいと思っております。

続きまして、番号4の大阪会場でございます。後段の質問ということではありませんが、という段落でございますけれども、研修の方法について、定番テキストの平坦な説明ではなくて、現実的に問題点や不安などの具体的事例を題材にしていただきたいという御質問でございます。お答えとしては、御提案については当委員会としても意識しており、個別の指導、助言の取り組みによって明らかになった誤り事例や監査人から質問の多い事項などを踏まえ、実務上留意すべき点や誤りやすい点について具体例や演習問題などを使って解説するなど、研修内容のさらなる充実を図っていくこととしていると回答したいと思います。昨年の取りまとめの際に御報告を申し上げたところでございますが、実際の講師の講演の仕方、説明の仕方について、受講者からのアンケートをとっておりましたり、プレゼンテーションの研修なんかにも、うちの職員を参加させたりするようにして、監査人の理解に資する形で、我々としても取り組んでいるところでございます。

最後の番号 5、大阪会場でございますけれども、複数の政治団体の事務所が同じ住所に併設されている場合、両方の共通の経費となる領収書がある場合は、どちらか一方の団体に計上されていればいいのか、その帰属は会計責任者に任されているのかなどの質問でございます。回答といたしましては、複数の政治団体が関係する支出について、どのような手続によるかは実態に応じて政治団体が判断するものであり、当該支出に係る領収書等により確認することになる。なお書きのところでございますけれども、その事務所が当該政

治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合の経常経費については、どのようにあん分しているかを会計責任者等に確認することになるということで、政治資金 監査マニュアルのIVの2の(4)の17に書いておるとおりというお答えをさせていただきたいと思います。

資料Aの説明については以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【大竹委員】 5番の話でございますけれども、共通の領収書を1枚発行されていて、 それもあん分して2つの政治団体が支出することになろうかと思いますけど、その場合に 領収書が1枚しかないので、片一方はその写しを取ればいいんですか、添付する場合。

【今長参事官】 そうです。これに直接は該当しませんけれども、例えば、今アスクルとかで複数の品目が書かれている場合で、領収書が1枚の場合は、ほかのところを取るときにはその写しでいいという形にされていますので、そこはそういった形でも構わないと。

【大竹委員】 要するにその旨を何か示していればいい。

【今長参事官】 はい。そこを確認していただきたい。

【大竹委員】 なるほど。

【伊藤委員長】 ほかにございますでしょうか。それでは、本議題につきましても了承 いただいたということでよろしいでしょうか。

次に第3の議題といたしまして、登録政治資金監査人の登録者数及び研修等についての 説明を事務局にお願いいたします。

【今長参事官】 それでは、監査人の登録者数及び研修等の実施状況について、御説明いたします。

4月の第1回委員会で報告いたしました3月31日時点以降の変更点でございますけれども、6月23日現在で、合計で申しますと増えたのが、登録が56名、抹消が13名となっておりまして、これらを差し引きした登録者数は43名増えて4,840名となっております。内訳としましては、弁護士の方は5名増えて299名、公認会計士の方は11名増えて876名、税理士の方が27名増えて3,665名ということでございました。

次に研修の実施状況を申し上げます。2番の登録時研修でございますけれども、5月分が13名、6月分が13名ということで、26名の増、総計で5,112名の方が、これまで登録時研修を受けられたことになっております。

次に3のフォローアップ研修の再受講研修でございますけれども、6月は7名増でございます。4番の、何とかここで1,000人確保したいという実務向上研修でございますが、6月16日の広島会場は22名、23日の高知会場は18名ということで、ちょっと広島会場で欠席者の方が多かったところではございますけれども、高知会場で先生方にも御協力いただいて、広島とあんまり変わらない数字を出せたこということで、合計40名でございます。ただ、今回も出足はあまりよくありませんので、先ほどお認めいただいた東京会場の追加開催で、受講者1,000名を何とか達成いたしたいと考えております。

議題3関係の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞご発言ください。

資料3の登録者が増えたとか減ったとかあるでしょう。それは、どこに。

【今長参事官】 すみません。そこは私の手持ち資料だけ。

【伊藤委員長】 どっかに書いておいてもらうと。

【今長参事官】 わかりました。では、次回の資料に。

【伊藤委員長】 いや、これからでいいけど。今後。

【今長参事官】 わかりました。そこを資料の中に入れるようにします。

【伊藤委員長】 ほかに何かございませんでしょうか。

【大竹委員】 併せて、政治資金監査が必要とされる政治団体の数もどっかに書いていただくとありがたいです。

【今長参事官】 わかりました。それは多分あまり、1年間変わらない数字にはなると 思います。資料3のどこかに記載する形にさせていただきたいと思います。

【大竹委員】 ありがとうございます。

【伊藤委員長】 本議題につきましては、よろしいでしょうか。

本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【今長参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、吉田事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。なお、本日の委員会の議事要旨につきましては各委員の御連絡先に、明日木曜日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

【伊藤委員長】 それでは以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了した

いと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【今長参事官】 次回の委員会でございますけれども、当初連絡していた日程を変えさせていただきまして、日程調整の結果、10月26日木曜日の10時30分より開催させていただきたいと思います。詳細はまた文書にて御連絡させていただきます。

【伊藤委員長】 では、本日は非常に短かったですけども、これで全て終了でございます。どうもありがとうございました。